

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年●月●日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第●号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)の次に次のように加える。

(エ) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に  
運転者以外の者1人を乗車させている場合

**附 則**

この規則は、平成30年●月●日から施行する。